

申10号 2021年度冬期対策検証に基づく申入れ交渉開催

《共通1項》雪を抱き込んで停車した場合の対応方を明確にし、関係職場において毎年周知すること。
《共通2項》限流値増の取り扱いを明確にし、関係職場において周知すること。

- ・雪害対策マニュアルに則り対応している。
- ・「前面に雪があるか」「床下機器が雪に触れていないか」、乗務員からの情報をもとに確認し輸送指令が指示する。
- ・冬期前に勉強会等を指令員に行う。乗務員職場ではCS会議等で議論している箇所もあるが、基本的に運転士に対して周知する内容ではない。運転士の責任は問わない。

組合員から寄せられた職場現実を会社と議論しました！

- ・僅少の退行について決まりはないが、あくまで数メートルという認識であり20mという指示があったのであれば指導する。
- ・自連まで雪がある状態で僅少の退行を指示されたことは会社として事実を把握していないが、議論があったことを周知する。
- ・限流値増は車両に負荷を与えるため、長時間使用して運転することは基本的にない。

《県南1項》横手駅構内保線基地、901号ポイントの融雪能力が低く、転換に苦労しているため融雪マットを増設する等の対応をすること。

- ・優先順位を考慮して検討していくが、本線ではない・冬期しか使わない・手返しで扱う箇所は優先順位としては低い。

《中央1項》南秋田センター構内で、これまで年2回程度洗浄庫前の除雪を行っていたが、今冬実施しなかった理由を明らかにすること。

《中央2項》南秋田センターに入区してくる車両下回りの雪落としを実施しているが、人力での作業は体力的にも課題があり、配線を切った事象もあるため改善すること。

《中央3項》雪により、南秋田センター構内で出区できなかった事象が多く発生した。また、積雪により指定通路を歩くことができない状態だったため除雪計画を見直すこと。

《中央4項》南秋田センター構内北部引上げ線について、除雪作業の仕切りを明確にし、現場で周知すること。

- ・洗浄蔵前の除雪については、管理者が巡回して「冬期委員会」で情報共有し判断している。
- ・「冬期対策要領」を各車種に分けて、融雪するポイントや注意箇所を掲載している。
- ・構内で雪を捨てる場所がないので、どこかに溜めるしかない。「とらん丸」の教育を行い線間除雪に使用することも検討していく。
- ・北部引上げ線については明確な仕切りはない。一致協力する体制を取っている。

《県北1項》東能代駅構内でのポイント不転換が多かったため、対策を講じること。

《県北2項》鷹ノ巣駅構内54号ポイントでの不転換が多かったため、融雪装置の強化を図ること。

- ・東能代駅構内のポイントは温度によって電源が入る。来冬は統括センターとなったことで柔軟に除雪対応できると考えている。
- ・融雪能力を超えた積雪があった。副本線の使用停止や設備強化により、東能代からの移動を減らす等の対応をしてきた。

《県北3項》二ツ井～鶴形駅間の焼場踏切付近で、吹き溜まりにより列車が雪を抱き込み停車した事象があったため対策を講じること。

- ・今年度、仮設防雪柵で吹き溜まりが多かった箇所はなかった。降積雪が多かったため列車が停車したという認識である。

《県北4項》深浦駅構内の指定通路が除雪されていない状態が数日続いたため、対応方について職場と協議し突発的な除雪にも対応できる体制とすること。

- ・除雪のやり方や少ない回数で積雪に耐えられるようなやり方を検討している。
- ・固くなった雪は夜間の間合い時間で機械除雪も検討していく。